

質問 平野（恭）議員（無所属・岐阜市）令和7年10月2日（木）

1 地域医療をめぐる課題について

- （１）物価高騰などの社会情勢に柔軟に対応するための医療機関への支援について**
- （２）公立病院と民間病院の役割分担について**
- （３）病床数の適正化について**
- （４）地域ごとの課題に対する具体的な解決策について**
- （５）地域医療構想調整会議の在り方について**

答弁 知事

これはそれぞれ相互に関連する重要な課題でございますので、個々の要素に触れつつ丁寧な答弁をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、昨日の答弁でも申し上げましたとおり、我が国の医療保険制度は、全ての国民が比較的安価な自己負担で高度な医療サービスを受けられる「国民皆保険」や、患者がどの医療機関でも自由に診療や治療を受けられる「フリーアクセス」といった世界的に見ても極めて理想的かつ稀有な制度設計となっております。

また、医療機関においても、どのような診療科を標ぼうするかや、どこまで高度な治療を行い、そのためにどのような医療機器を整備するかは医療機関自身の判断で行うことができます。

この結果、救急や周産期、高度・先進医療といったリスクが高く採算性が低いと言われる部門は、規模の小さい民間医療機関では対応が困難であるため、比較的規模の大きな民間医療機関や公的医療機関が担うことが一般的となっております。

特に、医療技術の進歩に伴いまして、高度な医療技術を有する治療には極めて高額な医療機器が必要となるため、こうした医療機器を導入した医療機関は、それに見合った数の治療を行わなければ経営は必然的に悪化します。同様に、医療機関の規模を維持するためには、その医療機関が有する病床数、すなわちベッドの数、これを維持するために医療スタッフの確保が求められますことから、それに見合った患者の受入れや、手術等の治療を行わなければ経営は当然悪化します。

現在、我が国において、特に公立病院の大半が赤字であるということに代表されますように、経営状況悪化の背景には、患者が自由に医療機関を選べることや地域における医療資源の状況等から、それぞれの医療機関が幅広い患者ニーズに応える体制を整備した結果、日々頑張っておられる医療スタッフの皆さんの忙しさとは裏腹に、採算性も低くなっていることが経営悪化の要因であると考えられます。

今後高齢化が進展する一方で、医療資源や財源が限られることに鑑みれば、議員が正にご指摘されたように、疾患の種類や病状などに応じて、公立・民間を含めた地域の医

療機関の役割分担と連携を進めていかなければ、医療機関の経営が成り立たず、結果的に必要な医療サービスも提供できなくなる恐れがあるところであります。

さて、現在県内の多くの医療機関では、患者の受診率の低下、入院日数の短縮や病床利用率の低下、施設・設備の老朽化などによる経営状況の悪化に加えまして、物価や人件費の上昇を価格に転嫁することができないといった制度的、構造的な理由によりまして、医療機関の経営は更に厳しくなっております。

これまで県では、国の交付金などを活用して、複数回にわたり、数億円単位の規模で医療機関に対する財政支援を行ってまいりました。

しかしながら、この課題は、臨時的な診療報酬の改定や補助制度の創設・拡充など緊急かつ一過性の対策だけでなく、物価や賃金の上昇を適時適切に反映した診療報酬（制度）を実現するなど、まずは制度的な対応が必要と考え、国に対して要望することから始めてまいりたいと思っております。

次に、公的病院と民間病院の役割分担、そして病床数の適正化、地域ごとの課題に対する医療機関や市町村との連携についてお答えしたいと思います。

現在国で検討されております新たな地域医療構想におきましては、引き続き病床数の適正化に取り組むとともに、公立・民間を含めました医療機関の機能に着目し、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化するための検討が行われているところでございます。

こうした議論を行うためには、まさにご指摘のとおり、地域ごとの医療課題も踏まえて進めることが重要であります。これに加えまして、新たに在宅医療、介護との連携が構想に盛り込まれることも予定されており、これらと密接に関連する市町村の役割も拡大してくる予定でございます。

県としましては、新たな地域医療構想の策定に際して、引き続き地域医療構想等調整会議、これを活用しまして、例えば圏域ごとに、急性期の拠点となる医療機関、そして高齢者救急に対応する医療機関、更には在宅医療の提供や在宅医療と連携する医療機関といった役割分担を行うなど、医療機関の機能分化や連携などの協議を関係者と丁寧に行ってまいります。

また、実効性のある協議を行うことが重要であることから、国の動向、これを注視しつつ、同会議の委員の増員や、他の既存の会議の活用なども検討してまいります。

なお、ご指摘のありました地域医療構想等調整会議は、これは医療法に基づき、圏域ごとに「診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場」として法的に設置するものであります。

また、医療法では、「関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行う」とされており、関係者は「当該協議の場において関係者間の協議が調った事項については、その実施に協力するよう努めなければならない。」と

されており、法的義務の下、関係者の協力を得てより適切な提供体制を実現してまいりたいと考えております。

担 当 課 医療整備課

電話番号 058-272-1860

メー ル c11229@pref.gifu.lg.jp